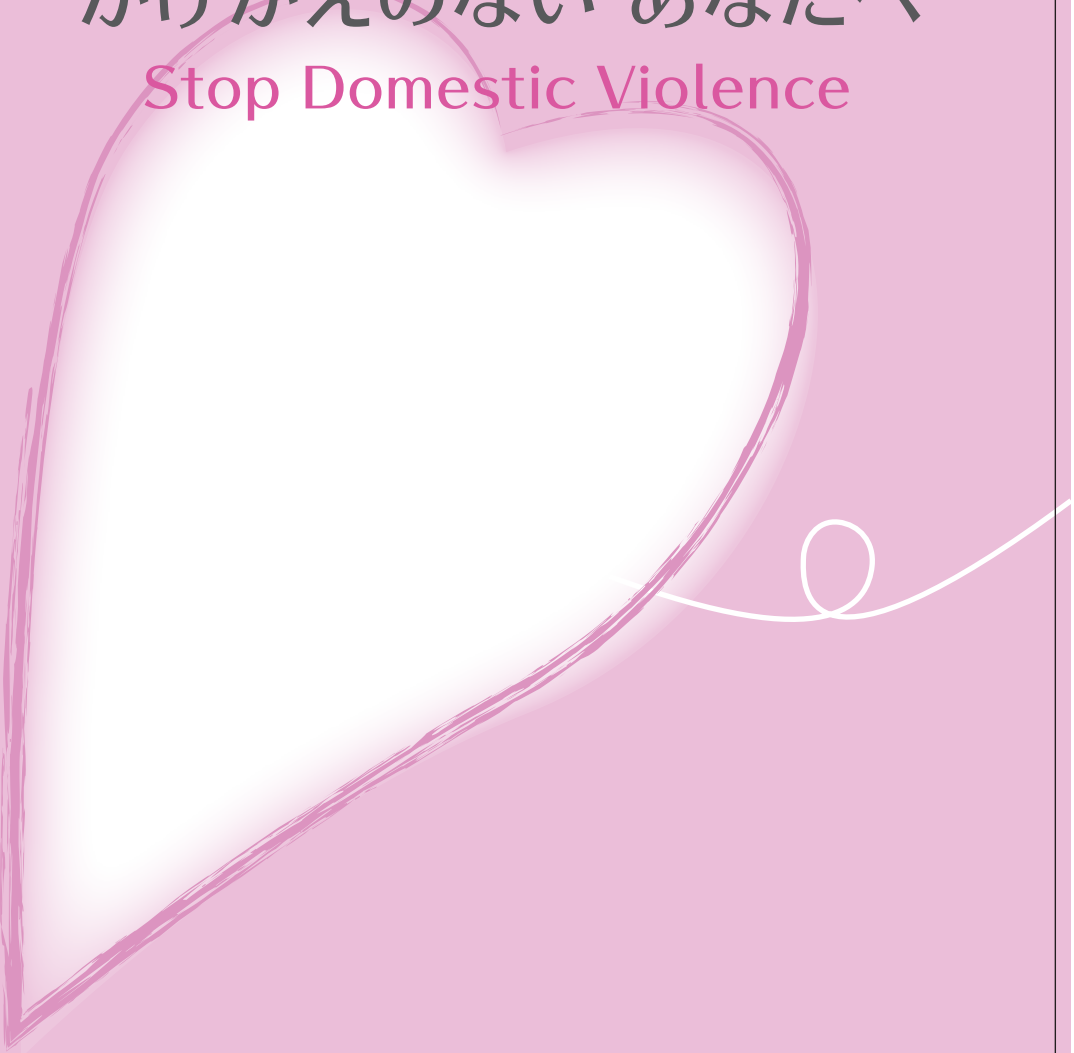


かけがえのない あなたへ
Stop Domestic Violence



DV (ドメスティック・バイオレンス) を知っていますか？

配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。
また、生活の本拠を共にする(していた)交際相手も含まれます。
※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。

身体的暴力

- ・殴る ・蹴る ・首をしめる
- ・髪をひっぱる ・物を投げつける
- ・外に閉め出す



精神的暴力

- ・暴言をはく
- ・無視する ・脅す
- ・大声で怒鳴る
- ・他人の前で侮辱する
- ・大切にしているものを壊す

DV
配偶者や恋人など
またはあった人から
犯罪にもつながる

ご存知ですか？ 子どもへの影響

子どもが直接暴力を受けていなくても、暴力を目撃することで子どもは深く傷つきます。「児童虐待防止法」でも、児童の目の前でDVが行われることは児童虐待に当たるとされています。また、暴力を見て育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力をふるい、将来DVの加害者や被害者になる可能性が高くなるとも言われています。(暴力の世代間連鎖)

配偶者からの被害経験 約4人に1人

身体的暴力、心理的攻撃、性的強要のいずれかについて、
配偶者から被害を受けたことがある人の割合
(平成 23 年度内閣府調査)

とは

親密な関係にある人、
受ける暴力のことで、
重大な人権侵害です。



性的暴力

- ・ 性行為の強要
- ・ 避妊に協力しない
- ・ ポルノなどを無理やり見せる

経済的暴力

- ・ 生活費を渡さない
- ・ 外で働くことを許さない
- ・ 借金を負わせる

社会的暴力

- ・ 交友関係や行動を監視する
- ・ 家族や友人との付き合いを制限する
- ・ 外出を禁止する
- ・ 電話や手紙、メール等を細かくチェックする

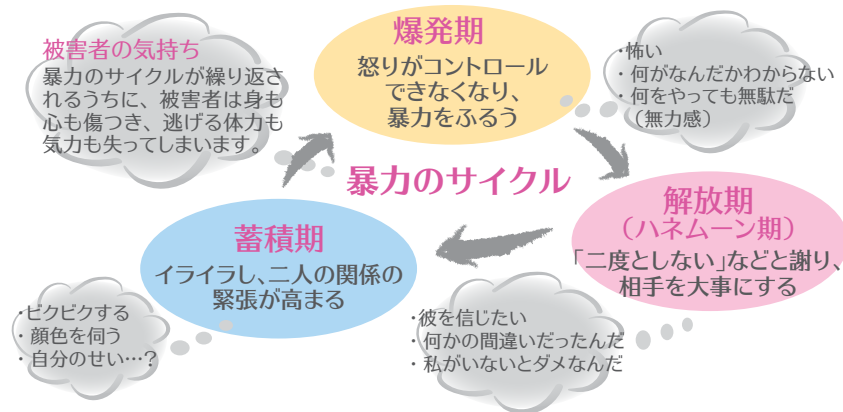
ご存知ですか? デートDV

交際中の男女間で起こる DV を「デート DV」といいます。中高生や大学生など、若者の間での暴力が問題になっています。
束縛すること=愛情ではありません。

Q&A ドメスティック・バイオレンス

Q. 被害者はどうして逃げられないの？

A. DV には多くの場合サイクルがあります。一時的に優しくなったとしても暴力は繰り返されます。このサイクルは短くなったり、優しい時期がなくなったりして、暴力が激しくなっていく傾向があります。こうして繰り返される暴力によって心身が疲弊し、逃げる体力も気力も失ってしまいます。また、逃げ出しても生活していけないという経済的な理由、家庭を壊したくないという気持ちや、見つかって連れ戻されたときの恐怖などのため、逃げるきっかけを失ってしまうのです。



Q. 暴力をふるうのはどんな人？

A. DV は、親密な人を力で支配しても良いという誤った考え方が原因です。加害者に決まったタイプはなく、年齢、学歴、職業、所得などは関係ありません。外では人当たりが良く、社会的信用もある人が家庭では暴力をふるっているということも少なくありません。

Q. 相談を受けたらどうしたらいい？

A. まずは話をじっくり聴いて「あなたは悪くない」と伝えてください。「どうして別れないの？」や「どこも同じだよ」など、対応者の一言でさらに傷つけてしまうことがあるので、十分な配慮が必要です。次ページを参考に、被害者の意思を尊重しながら、適切な相談機関を紹介してください。また危険だと感じたら迷わず通報してください。

DV 被害者支援について

あなたを守る法律があります。

配偶者暴力防止法（DV 防止法）は、DV に係る通報※、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、DV の防止と被害者の保護のため、平成13年4月に制定された法律です。

※通報…配偶者から暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

相談 秘密は守られます。まずはご相談ください。

※各機関の連絡先は裏表紙をご覧ください。

◆配偶者暴力相談支援センター
(高知県女性相談支援センター)

◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」

◆高知地方法務局

◆警察

◆高知市役所
(人権同和・男女共同参画課)

市役所には、以下の内容に関する窓口もあります。

- ・住民票の支援措置申出について
※配偶者暴力相談支援センター又は警察に相談した事実の記載が必要です。
- ・各種手当、保険等に関すること
- ・保育園、学校等に関すること

一時保護 加害者から逃れたい。行き先がない。

※配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の身の安全を図るため、緊急の場合に短期間の保護を行います。

※保護は、本人からの話や関係機関の情報をもとに、緊急度や必要性に応じて決定します。

※子ども等を同伴することもできますが、入所中は外出や通信など一定の制限があります。

保護命令申立て 加害者が近寄ってこないようにしたい。

※身体に対する暴力又は、生命等に対する脅迫に限ります。

※被害者は、地方裁判所に保護命令の申立てをすることができます。

※申立書には暴力を受けた状況のほか、配偶者暴力相談支援センターや警察に相談した事実を記載します。

保護命令には以下の種類があります

保護命令の種類	期間
被害者への接近禁止命令 被害者の子又は親族等への接近禁止命令 身辺につきまったり、住居や勤務先等の付近をうろつくことを禁止する命令です。	6 か月
電話等禁止命令 被害者本人への電話・メール等を禁止する命令です。	
退去命令 一緒に住んでいる住居から加害者を退去させる命令です。	2 か月

加害者がこの命令に違反した場合は、1 年以下の懲役または100 万円以下の罰金が課されます。

被害者にも加害者にもならないために

DVの根底にあるものは、力による支配・被支配の関係です。相手に自分の意見が言えなかったり、自分の意見押し付けたりしていませんか。

DVの被害者にも加害者にもならないために、「相手を尊重する」ということについて考えてみましょう。

【相手を尊重していない会話】



色の好みはそれぞれあっていいはずですが、マサトはミホの意見を否定して、自分の意見を押し付けようとしています。また、否定されたミホは、自分の意見に自信が持てなくなり、何も言えなくなってしまいました。

【相手を尊重している会話】



ミホ

このカーテンいいなあ。

明るい色だけど、リビングにはちょっと派手じゃない？



マサト



そう？マサトは何色がいいの？

白かな。色はなるべく薄いほうが落ち着く。



そうなんだ。白も清潔感があって良いよね。

うちのリビングには何色が合うかな。
もう少し一緒に探してみようよ。



マサトはミホの意見を否定することなく、自分の意見を伝えていきます。ミホもマサトの意見を受け入れ、また、積極的に話を聞こうとしています。お互いに相手を思いやりながらも自分の意見を伝えることができる関係です。

違いを受け入れ、認めること。これが尊重し合う関係の第一歩です。相手が自分と異なる意見や考えを持っていたら、自分の意見を押し付けるのではなく、相手の話に耳を傾けましょう。そして、自分はどう思うのか、相手に言葉で伝えましょう。

お互いを尊重しあう関係がつくれますか？

- 一方的に相手を否定していませんか
- 相手に無理やり合わせていることはありませんか
- YES・NO を言い合えていますか
- 相手のことを大切にしていますか
- 自分のことを大切にしていますか

DV は決して他人事ではありません。自分も相手も大切にして、どんな理由であっても暴力を許さない関係を築いていきましょう。

どのような理由があっても
暴力は犯罪です
悪いのは暴力を振るう側です
一人で抱え込まず、相談してください



【相談窓口】

- ・ **高知県女性相談支援センター**
（配偶者暴力相談支援センター） ☎088-833-0783
平日 9時～22時
土・日・祝日 9時～20時(年末年始除く)
- ・ **こうち男女共同参画センター「ソーレ」** ☎088-873-9555
毎日9時～12時、13時～17時
（第2水曜日、祝日、年末年始除く）
- ・ **女性の人権ホットライン**
（高知地方法務局） ☎0570-070-810
平日 8時30分～17時15分
- ・ **各警察署または高知県警察本部** ☎088-823-9110、#9110
（24時間対応）
- ・ **女性被害相談電話**
レディースダイヤル 110 番 ☎088-873-0110
（24時間対応）
- ・ **高知市役所**
（人権同和・男女共同参画課） ☎088-823-9449
平日 8時30分～17時15分

高知市市民協働部 人権同和・男女共同参画課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
TEL 088-823-9449 FAX 088-823-9351
Eメール kc-101800@city.kochi.lg.jp